

研究助成に関する契約書

日本製薬工業協会（以下、「甲」という。）と XXXXXX（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり乙に所属する XXXXXX（以下、「研究代表者」という。）が実施する研究の助成に関する契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本契約は、研究代表者が甲に提出した「研究助成申請書」（以下、「申請書」という。）に記載の研究「XXXXXXXXXXXXXXXXX」（以下、「本研究」という。）の実施を助成するために、甲が乙に対して、本契約第4条に定める助成金を支払うことについて、必要な事項を確認することを目的とする。
- 2 本研究の研究助成期間は、本契約締結日から XXXX 年 XX 月 XX 日までとする。

（応募要領及び法令の遵守）

- 第2条 甲及び乙は、本研究助成が「日本製薬工業協会 2025 年度研究者支援・助成」に基づき実施する研究助成であり、本契約の締結によりはじめて成立し、これ以外の方式により成立しないこと、また、乙において研究助成金として受入れができない場合（一般寄付、奨学寄付金、委託研究費又は共同研究費など、研究助成金以外の方式・手続きでしか受け入れできない場合）は、本研究が甲により研究助成の対象研究に採択された旨の通知をされた場合であっても本契約を締結することができず、本契約が締結済みであっても遡及的に無効になることを確認し、同意する。
- 2 乙は、「2025 年度研究者支援・助成に係る公募要項」記載の事項を遵守し、また、研究代表者及び申請書に記載の共同研究者（以下、併せて「研究者等」という。）をして遵守させることを保証する。
- 3 甲及び乙は、本研究助成の実施及び本研究の実施にあたり、日本国内において適用される贈収賄等の汚職防止に関する法律、その他適用される全ての法令、規則を遵守するものとする。また、甲は、本研究助成の受領の見返りに、甲及び甲に所属する企業に対していかなる便宜の供与を意図するものではないことを保証する。
- 4 乙は、乙、研究者等が、本条の規定並びに本契約のいずれかの規定に違反した場合又は違反するおそれのある場合、直ちに甲に通知するものとし、甲は、相応期間内に違反行為が解消しない場合や刑事罰の対象となる違反行為など違反行為が重大であると甲が判断する場合、本契約を解除することができる。甲が本契約を解除した場合、第5条第5項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、第4条第1項に定める本研究助成金の全額を甲に対して返還するものとする。

（書面の原則）

- 第3条 本契約に係る変更、通知、報告、解除、申出、承諾等は、書面によらない限り、その効力を生じない

（助成金の金額）

- 第4条 甲は、本研究の実施経費にあてるため、本研究助成金として 金 XXXXXXXX 円を乙に支払う。
- 2 甲は、本契約の締結後に、甲が乙に対し、助成金の交付を行うものとし、本契約以外の合意又は書面に基づき甲から乙への助成金の交付が行われないことを確認する。
- 3 甲は、助成金を本契約締結日の翌月末日までに、乙の下記記載の金融機関口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

銀行名：XXX 銀行 XXX 支店
口座名義：XXXXX
口座番号：XXXXXXXXXXXXX

（助成金の使途）

- 第5条 乙は、本研究助成金を、乙以外の研究機関等に管理させてはならず、申請書に記載し

た本研究に関する研究経費以外の用途に使用してはならない。また、本研究助成金は、遅くとも研究助成期間内に使用しなければならない。

- 2 乙は、研究代表者が乙以外の機関又は組織に異動する場合、速やかに異動の時期・異動先等の内容を甲まで連絡しなければならない。
- 3 乙は、申請書に記載した本研究助成金の使途費目及び経費内訳並びに本研究の内容に重大な変更が生じる場合、研究代表者をして速やかに甲に連絡させなければならない。
- 4 乙又は研究者等が本条の規定に反して助成金を使用した場合、甲は本契約を解除することができる。
- 5 乙は、第1条第2項記載の研究助成期間の終了時に第4条に定める助成金のうち以下の各号に該当するものは、当該金額を甲に対して返還するものとする。ただし、本研究が研究助成期間の終期の前に完了した場合又は本研究が中止・解除・不可抗力等の事由により研究助成期間の終期より前に終了した場合は、乙は、本研究が完了又は終了した時点で、甲に対し、未使用残金の他、以下の各号に該当する金額を速やかに返還するものとする。
 - 一 未使用のもの
 - 二 乙又は共同研究者の所属機関以外で使用したもの
 - 三 本研究の運営経費以外に使用したもの
 - 四 「旅費等」のうち、研究者等が学会等で本研究成果を発表する際の研究者等の旅費以外に使用したもの
 - 五 「旅費等」のうち、助成金全額の60%を超える費用で、理由書のないもの
 - 六 「業務委託費」のうち、助成金金額の50%を超える費用で、理由書のないもの
 - 七 研究助成期間外に納品された物品等の費用又は研究助成期間外の学会発表の費用
 - 八 申請書に記載の使途以外で使用したもの、ただし事前に甲が認めたものは除く
 - 九 研究代表者が何らかの理由により本研究を継続できなくなった日から起算した助成金の未使用分

（本研究の実施）

第6条 本研究の詳細は、申請書に記載のとおりとする。

- 2 甲は、本研究の進捗状況及び会計等について、乙に対し書面による報告を求めることができる。
- 3 助成対象者として相応しくない研究者等の行為（不正研究等）又は研究代表者が甲に提出した「同意書」及び「利益相反に関する申告書」に虚偽の記載があった場合、乙は第4条に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第7条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡・移転し、承継させ、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（不可抗力等）

第8条 天災地変等甲及び乙の責に帰すことのできない不可抗力の事由（以下、「不可抗力」という。）により本契約の全部又は一部の履行が不能・遅滞となった場合、甲及び乙は速やかに相手方に対しその旨を通知するものとし、当該不可抗力が存続する限度において、本契約に基づく義務（不可抗力により履行が遅滞又は不能となった場合に限る。）の不履行に基づく責任を免れる。

- 2 前項の場合は、甲及び乙は、双方協議の上、本契約の全部又は一部を解除又は変更することができる。

（成果の帰属と公表、報告書の提出）

第9条 本研究の成果として得られた知財その他の権利は、乙に帰属するものとする。

- 2 乙は、研究者等をして、本研究に関する研究成果を、契約期間内に学術誌・学会誌へ投稿しないしそれに相当する学会・研究会等で発表するよう努めるものとする。
- 3 乙は、研究者等をして、本研究の成果を外部公表する際、「日本製薬工業協会 2025年度研究者支援・助成」に基づく研究助成を受けている旨明記させるものとし、公表された論文

の別刷又は学会発表の抄録を甲に提出させるものとする。

- 4 乙は、研究代表者をして、本研究に関する論文を投稿する場合、事前に甲に報告させるものとする。
- 5 乙は、研究者等をして、甲の求めによる本研究の成果報告会に出席の上、成果を報告するものとする。
- 6 乙は、研究代表者をして、本研究の成果報告書を、XXXX年XX月XX日までに、甲に提出させるものとする。
- 7 研究代表者が前項の規定に反して成果報告書を甲に提出しなかった場合、乙は第4条に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。

（助成金の使途の報告）

- 第10条 乙は、XXXX年X月末日までに、会計報告書を甲に提出するものとする。ただし、本研究が研究助成期間の前に完了した場合又は本研究が中止・解除・不可抗力等の事由により研究助成期間の終期より前に終了した場合は、乙は、完了又は終了した時点で、会計報告書を甲に提出するものとする。本研究助成金の具体的使途に関する支払証憑は、乙（研究代表者又は乙事務局等）において5年間保管し、甲が写しの提出を求めた場合には、速やかに提出に応じなければならない。
- 2 乙が前項の規定に反して会計報告書及び証憑の写しを甲に提出しなかった場合、乙は第4条に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。
 - 3 甲は、助成金の使途に疑義がある場合は、自ら又は甲の指定する者により、助成金の使途について、実地又は書面による監査を行うことができる。

（透明性開示に関する同意）

- 第11条 乙は、甲が、本研究に関する以下の情報を甲のウェブサイト等を通じて開示・公開することに同意する。また、乙は、甲が本研究助成に関する選考審査の結果を甲のウェブサイト等を通じて開示・公開することに同意する。なお、この同意は、事由の如何を問わず、撤回され得ないものであることを確認する。
- 一 乙の施設名
 - 二 本研究の題目、研究代表者の肩書、氏名
 - 三 研究成果報告書

（反社会勢力の排除等）

- 第12条 甲及び乙（甲又は乙の代表者、役員及び実質的に経営を支配する者を含む。また、乙については、研究者等を含む。以下同じ。）は、相手方に対し、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと（ただし、反社会的勢力でなくなってから5年が経過している場合を除く。）
 - 二 反社会的勢力と密接な関係を有する（反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共存者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し又は反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。）こと、又は有していたこと（ただし、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合は除く。）
 - 三 反社会的勢力に協力若しくは関与していること又は自らの経営に反社会的勢力が関与していること
 - 四 直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - 五 直接又は第三者を介して、風説を流布され又は偽計若しくは威力を用いられたことにより、信用を毀損され又は業務を妨害されたとき、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - 六 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
- 2 甲及び乙は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力するものとする。
 - 3 甲及び乙は、相手方が第1項各号のいずれかに該当すると判明した場合、催告その他いず

れの手続きを要することなく、本契約を解除し、併せて自らが被った損害の賠償を相手方に請求することができる。なお、本契約を解除した甲又は乙は、かかる解除により相手方に損害が生じて何れこれを賠償又は補償する責を負わない。

- 4 前項に基づき、甲が本契約を解除した場合、乙は、本契約が解除されることになった時点において第4条に基づき支払われた助成金のうち、未使用の助成金がある場合の当該未使用助成金を甲に対して返還するものとする。

(利益相反等)

- 第13条 乙は、本研究との間に利益相反が生じるおそれのある事項であって甲に開示していないものは存在しないことを、表明し保証する。なお、「利益相反が生じるおそれのある事項」とは、研究者等が本研究について助成金以外の研究費、物品・役務等を受領している場合が該当するが、これに限られない。
- 2 乙は、本研究期間中に、利益相反が生じるおそれがある事項が生じ、またはそのおそれがある場合、予め甲に通知しなければならない。
- 3 前項に基づき甲が本契約を解除した場合、または、乙が第1項の規定に違反した場合、乙は第4条第1項に定める助成金全額を返還するものとする。

(機密情報の保持)

- 第14条 甲及び乙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上若しくは技術上の情報又はサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたもの（以下、併せて「秘密情報」という。）について、厳に秘密を保持するものとし、本契約の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。なお、口頭又は視覚的方法によって相手方に開示した秘密情報については、開示後7日以内に秘密であることを相手方に書面で通知しなければならない。
- 2 前項規定は、次の各号の一に該当する情報には適用しない。
 - 一 相手方から開示を受け又は知得する以前に、既に所有していたことを証明できるもの
 - 二 相手方から開示を受け又は知得する以前に、既に公知であったもの
 - 三 相手方から開示を受け又は知得した後に、自己の責に帰さない事由により公知となったもの
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に取得したことを証明できるもの
 - 五 法律上開示を要請されたもの
- 3 甲及び乙は、本研究実施のために秘密情報を知る必要のある従業員のみに秘密情報を開示するものとし、秘密情報を開示した者の前項の義務の順守について、相手方に対し責任を負うものとする。

(本契約期間)

- 第15条 本契約は、本契約の締結日から効力を発揮し、内容に不備のない第9条第6項及び第10条第1項の報告が完了するまで有効に存続する。なお、本契約が終了した後といえども、第14条の規定は本研究終了後5年間なお有効に存続し、第2条第4項、第5条第5項、第6条第3項、第7条、第9条第3項及び第4項、第10条第3項、第13条第3項並びに第17条の規定は、なお有効に存続する。
- 2 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、乙は、甲より開示を受けた情報の全部につき、速やかに甲に返還し又は甲の指示する方法によって処分する。

(協議事項)

- 第16条 本契約に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙は、それぞれ信義誠実の原則に従い、協議の上解決するものとする。

(専属的合意管轄)

- 第17条 甲及び乙は、本契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 8 年 XX 月 XX 日

(甲) 東京都中央区日本橋本町二丁目 3 番 11 号
日本橋ライフサイエンスビルディング
日本製薬工業協会
理事長 木下 賢志

(乙)